

令和3年度

# 定期監査報告書

(前期)

令和3年12月

伊達市監査委員

伊 監 第 48 号  
令和 3 年 12 月 24 日

伊達市長 菊 谷 秀 吉 様

伊達市監査委員 山 下 茂  
伊達市監査委員 山 田 勇

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、令和3年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知願います。

# 目 次

|            |   |
|------------|---|
| 監査の対象      | 1 |
| 監査の範囲      | 1 |
| 監査の期間      | 1 |
| 書類審査の期間    | 1 |
| 監査の方法      | 2 |
| 監査の結果      | 2 |
| 企画財政部      | 3 |
| 総務部        | 4 |
| 大滝総合支所     | 5 |
| 会計課        | 5 |
| 教育委員会      | 6 |
| 議会事務局      | 8 |
| 選挙管理委員会事務局 | 8 |
| 農業委員会事務局   | 8 |

令和3年度定期監査（前期）の実施結果について、以下のとおり報告する。

なお、監査の実施に当たっては、伊達市監査基準（令和2年2月26日監査委員決定）に準拠した。

**監査の対象** 企画財政部、総務部、大滝総合支所、会計課、教育委員会（小学校を含む。）、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

**監査の範囲** 企画財政部、総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局においては、令和3年4月1日から令和3年7月31日まで（一部令和2年度を含む。）、大滝総合支所及び教育委員会においては、令和3年4月1日から令和3年8月31日まで（一部令和2年度を含む。）に執行された財務に関する事務及びこれらに関連する事務を対象として実施した。

また、小学校においては、令和3年度に執行された物品等（備品、理科薬品）管理事務、寄附受納関係事務（一部令和2年度を含む。）を対象として実施した。

**監査の期間** 令和3年8月12日から令和3年11月18日まで

### 書類審査の期間

| 対象部課          | 審査期間             |
|---------------|------------------|
| <b>企画財政部</b>  |                  |
| 企画財政課         | 令和3年9月2日～9月15日   |
| 財産契約課         | 令和3年8月24日～9月1日   |
| 税務課           | 令和3年9月2日～9月16日   |
| <b>総務部</b>    |                  |
| 総務課           | 令和3年9月2日～9月15日   |
| 職員法制課         | 令和3年9月1日～9月8日    |
| 市民課           | 令和3年8月26日～9月3日   |
| <b>大滝総合支所</b> |                  |
| 地域振興課         | 令和3年10月9日        |
| <b>会計課</b>    | 令和3年9月2日～9月14日   |
| <b>教育委員会</b>  |                  |
| 学校教育課         | 令和3年10月1日～10月15日 |
| 生涯学習課         | 令和3年10月1日～10月15日 |
| 図書館           | 令和3年9月28日～10月13日 |
| 食育センター        | 令和3年10月1日～10月15日 |
| だて歴史文化ミュージアム  | 令和3年9月27日～10月14日 |

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 小学校（実査）           |                |
| 長和小学校             | 令和3年10月11日     |
| 有珠小学校             | 令和3年10月11日     |
| 伊達小学校             | 令和3年10月11日     |
| 東小学校              | 令和3年10月12日     |
| 稀府小学校             | 令和3年10月12日     |
| 関内小学校             | 令和3年10月13日     |
| 伊達西小学校            | 令和3年10月13日     |
| <b>議会事務局</b>      |                |
| 庶務課               | 令和3年8月24日～9月1日 |
| <b>選挙管理委員会事務局</b> | 令和3年8月17日～9月1日 |
| <b>農業委員会事務局</b>   | 令和3年8月30日～9月2日 |

## 監査の方法

市の財務に関する事務及びこれらに関連する事務が関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかを主眼として、対象部局から「監査の範囲」に記述した期間中の収入、支出及び財産管理に関する書類の提出を求め、抽出により監査するとともに必要に応じて関係職員からの説明聴取を行った。

また、小学校については、事前に学校教育課から提出された「学校事務の手引き」を確認した上で各学校を訪問し、物品等管理事務、寄附受納関係事務に関する書類の提出を求め審査するとともに、関係職員等からの説明聴取を行い、書類審査後には講評を行った。

## 監査の結果

全体を通じて概ね適正かつ適切に処理されていたが、次ページ以降に示したとおり一部の事務において改善等を要する事項が認められた。

また、昨年度、一昨年度に引き続き、起案文書や契約書類等への決裁日漏れや押印漏れ、訂正箇所への訂正印漏れなど事務処理上の基本的なミスが多く見られたことから、職場内における確認をより一層徹底されたい。

今後とも、市民に信頼される市政運営を進めるため、合理的かつ能率的に行政を執行し、所属長及び担当職員にあっては、常に法令等を理解し、適法性を認識した中で公正・公平な行政事務の執行に努められたい。

なお、事務処理において留意すべき軽微な事項については、監査の過程において、その都度担当者へ指導したため、本報告書では省略した。

# 企 画 財 政 部

## 1 収入に関する事務

主に調定から収入集計に至るまでの事務について、調定書、収入原簿及び収入原符等の関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

## 2 支出に関する事務

主に物品購入、業務委託契約、補助金、資金前渡、交際費、旅行命令票及び時間外勤務手当を対象として、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適正な事務処理があった。

### 指摘事項

#### ○旅費事務

みらい塾の講師派遣に係る道外からの旅費支出に関する旅行命令について、伊達市事務決裁規程では部長専決と定められているが、課長専決として決裁を行っていた。

適正な事務処理に努められたい。

(企画財政課)

## 3 財産管理に関する事務

主に普通財産の管理及び貸付事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

# 総 務 部

## 1 収入に関する事務

主に調定から収入集計に至るまでの事務について、調定書、収入原簿及び収入原符等の関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

## 2 支出に関する事務

主に物品購入、業務委託契約、補助金、資金前渡、旅行命令票及び時間外勤務手当を対象として、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適正な事務処理があった。

### 指摘事項

#### ○契約事務

- ① 庁舎・第2庁舎清掃業務委託及び庁舎・第2庁舎・保健センターオートドア保守点検業務委託において、伊達市業務委託及び修繕事務処理要領第6条第1項に定められている、業務着手届の提出がなされていなかった。

適正な事務処理に努められたい。(総務課)

- ② 庁舎維持管理等業務委託に係る業務着手届受領の決裁について、伊達市事務決裁規程では部長専決と定められているが、課長専決として決裁を行っていた。

適正な事務処理に努められたい。(総務課)

#### ○補助金等交付事務

伊達市連合自治会協議会補助金及び伊達市防犯協会補助金に係る交付決定の決裁について、伊達市事務決裁規程ではそれぞれ副市長専決、部長専決と定められているが、両補助金ともに課長専決として決裁を行っていた。

適正な事務処理に努められたい。(総務課)

#### ○その他事務

産業医の選任に係る決裁について、伊達市事務決裁規程では部長専決と定められているが、課長専決として決裁を行っていた。

適正な事務処理に努められたい。(職員法制課)

## 3 財産管理に関する事務

主に行政財産の貸付事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

# 大 滝 総 合 支 所

## 1 収入に関する事務

主に調定から収入集計に至るまでの事務について、調定書、収入原簿及び収入原符等の関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

## 2 支出に関する事務

主に物品購入、業務委託契約、補助金、資金前渡、旅行命令票及び時間外勤務手当を対象として、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適正な事務処理があった。

### 指摘事項

#### ○契約事務

伊達市生き生きデイサービス事業業務委託に係る業務着手届受領の決裁について、伊達市事務決裁規程では部長専決と定められているが、課長専決として決裁を行っていた。

適正な事務処理に努められたい。

(地域振興課)

## 3 財産管理に関する事務

主に行政財産の貸付事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

# 会 計 課

## 1 収入に関する事務

主に調定から収入集計に至るまでの事務について、調定書、収入原簿及び収入原符等の関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

## 2 支出に関する事務

主に物品購入、旅行命令票及び時間外勤務手当を対象として、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。



# 教 育 委 員 会

## 1 収入に関する事務

主に調定から収入集計に至るまでの事務について、調定書、収入原簿及び収入原符等の関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適正または不適切な事務処理があった。

### 指摘事項

#### ○使用料等納入事務

- ① まなびの里サッカー場使用料及び学校施設使用料に係る納入通知書に、納期限が記載されていないものがあった。  
適正な事務処理に努められたい。 (生涯学習課)
- ② まなびの里サッカー場使用料において、納期限までに納付されなかった利用者に対し督促を行ったにも関わらず、納付までに2ヶ月弱を要していた。  
適切な事務処理に努められたい。 (生涯学習課)

## 2 支出に関する事務

主に物品購入、業務委託契約、補助金、資金前渡、交際費、旅行命令票及び時間外勤務手当を対象として、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適正または不適切な事務処理があった。

### 指摘事項

#### ○契約事務

- ① 伊達市立学校体育館ワックス塗布業務委託に係る委託契約書において、法定額を超えた収入印紙が貼付されていた。  
適正な事務処理に努められたい。 (学校教育課)
- ② 伊達市アートビレッジ文化館清掃業務委託において、伊達市業務委託及び修繕事務処理要領第6条第1項に定められている、業務日程表及び業務処理責任者指定通知書の提出がなされていなかった。  
適正な事務処理に努められたい。 (生涯学習課)
- ③ 図書館清掃業務委託において、伊達市業務委託及び修繕事務処理要領第6条第1項に定められている、業務着手届の提出がなされていなかった。  
適正な事務処理に努められたい。 (図書館)

- ④ 図書館清掃業務委託において、受託者が特別清掃を行った際に市へ提出する清掃作業日誌の受領確認を行っていなかった。  
適切な事務処理に努められたい。(図書館)

○補助金等交付事務

学校臨時休業補助金に係る交付決定の決裁について、伊達市事務決裁規程では副市長専決と定められているが、部長専決として決裁を行っていた。  
適正な事務処理に努められたい。(食育センター)

3 財産管理に関する事務

主に教育行政財産の貸付事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適正な事務処理があった。

**指摘事項**

○財産管理事務

学校敷地等の行政財産使用許可に係る決裁について、伊達市事務決裁規程では副市長専決と定められているが、部長専決として決裁を行っていた。  
適正な事務処理に努められたい。(学校教育課)

## 小 学 校

1 物品等管理に関する事務

備品及び理科薬品の管理状況等について、関係書類に基づき監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

2 寄附受納に関する事務

寄附受納に係る事務について、関係書類に基づき監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

# 議 会 事 務 局

## 1 支出に関する事務

主に物品購入、業務委託契約、補助金、資金前渡、交際費、旅行命令票及び時間外勤務手当を対象として、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

# 選挙管理委員会事務局

## 1 収入に関する事務

主に調定から収入集計に至るまでの事務について、調定書、収入原簿及び収入原符等の関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

## 2 支出に関する事務

主に物品購入、旅行命令票及び時間外勤務手当を対象として、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

# 農業委員会事務局

## 1 収入に関する事務

主に調定から収入集計に至るまでの事務について、調定書、収入原簿及び収入原符等の関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

## 2 支出に関する事務

主に物品購入、資金前渡、交際費、旅行命令票及び時間外勤務手当を対象として、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。